

1. 法人の解散

(1) 解散の事由

法人は、次の事由により解散します（法31①）。

事 由	内 容	解散の日
社員総会の決議	解散の理由は問いません。社員総会では、解散、清算人の選定、残余財産の帰属先の決議をします。	社員総会の決議日
定款で定めた解散事由の発生	NPO法で定められている事由ではなく、法人の定款で定めた事由による解散です。	事由が発生したとき
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	法人が目的とする事業を達成できなくなった場合に解散します。所轄庁の認定が必要です。	所轄庁が解散を認定した日
社員の欠亡	社員が一人もいなくなったときをいいます。	事由に該当したとき
合併	新設合併及び吸収合併による解散をいいます（第4章2. 参照）。	
破産手続開始の決定	法人が債務を完済できなくなり、裁判所が破産手続の開始をした場合です。	
認証の取消し	改善命令に違反した場合で、他の方法によっては監督できないときや、3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁が認証を取り消すことができます。	

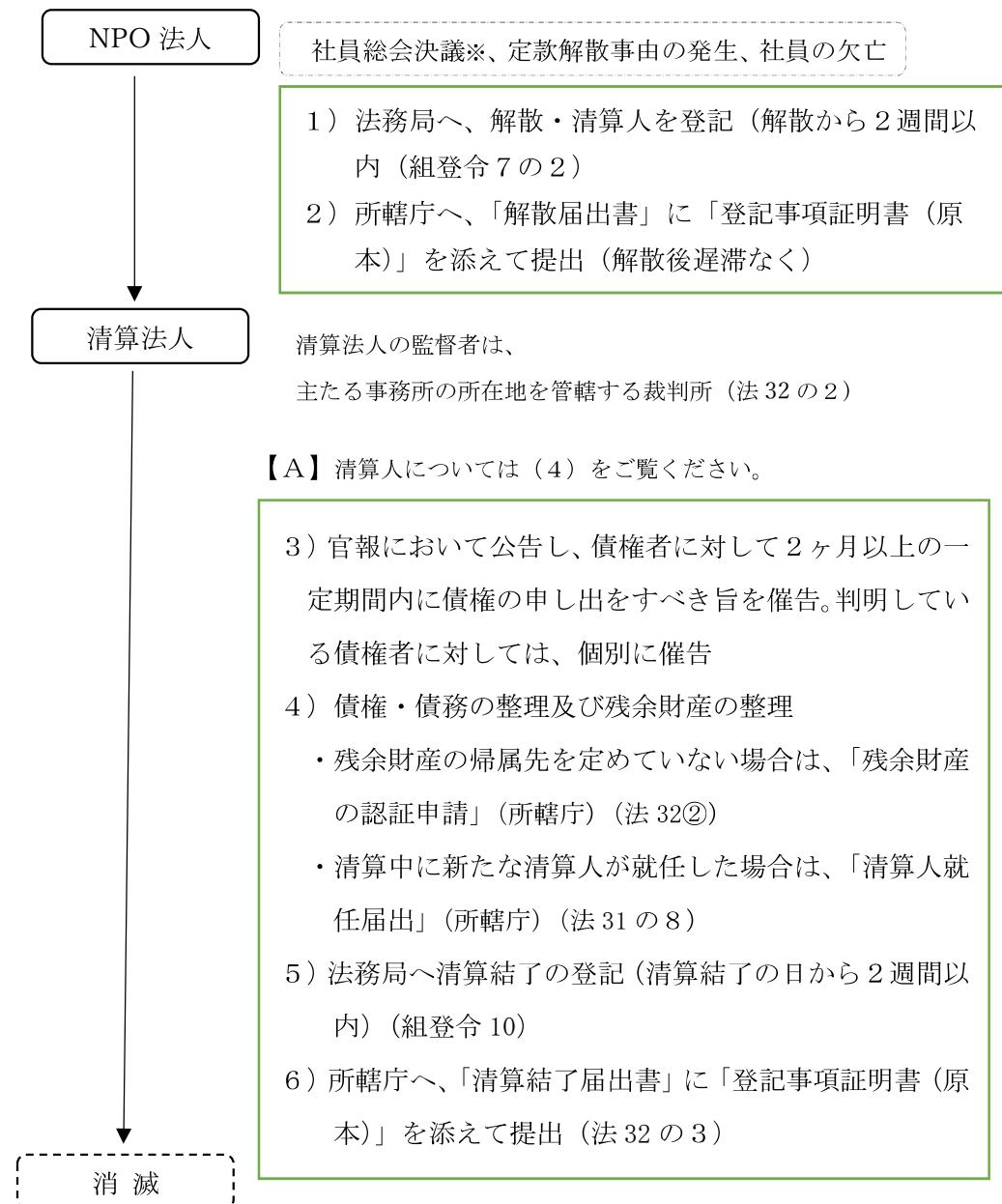
(2) 解散手続の流れ

解散をする場合は、所轄庁などにご相談ください。

また、解散は法務局での登記がポイントですので、法務局ともご相談ください。

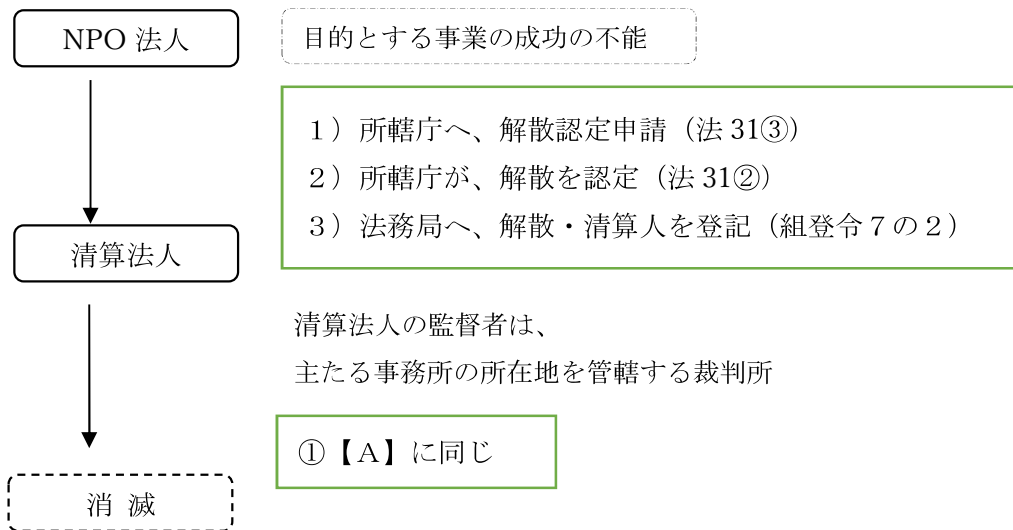
解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまで存続するものとみなされます(法31の4)。なお、残余財産は法11条第3項に定めるものみに限定されており、構成員である社員には分配できません(P.14参照)。

① 解散事由が【社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡】の場合

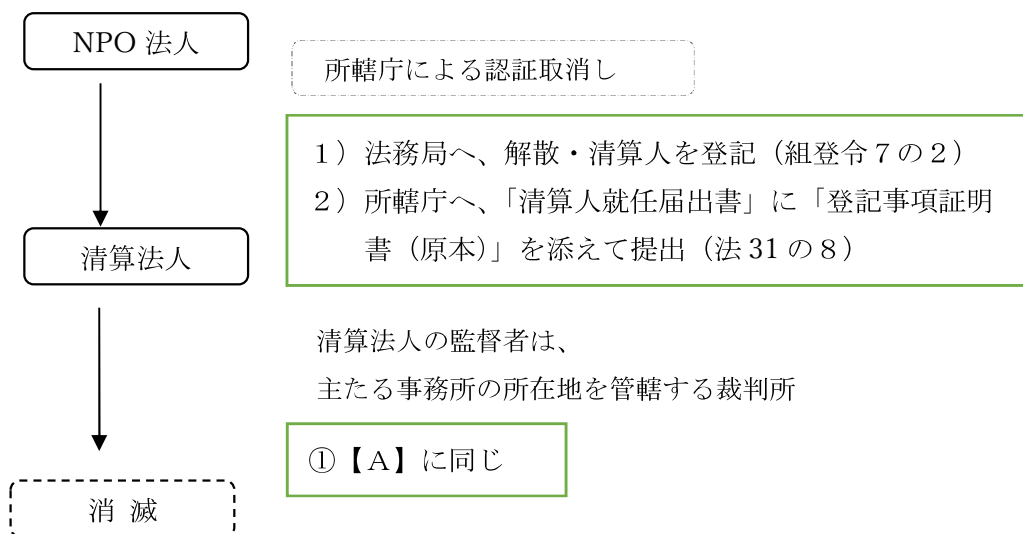


※ 社員総会の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません(法31の2)。

② 解散事由が【目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能】の場合



③ 解散事由が【設立の認証取消し】の場合



認証取消しの場合は、「役員の不格事由」が発生します
(第1章1.(2)⑬参照)。

(3) 申請等の書類

① 解散にかかる書類

解散の事由	作成例	提出書類
社員総会の決議	[28]	<ul style="list-style-type: none"> ・解散届出書(規則様式) ・解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書(原本)(登記簿謄本(原本))
定款で定めた解散事由の発生		
社員の欠亡		
破産手続開始の決定		
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	—	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書(規則様式) ・事業の成功の不能事由を証する書面(社員総会の議事録等)
認証の取消し	—	<ul style="list-style-type: none"> ・清算人就任届出書(規則様式) ・清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書(原本)(登記簿謄本(原本))

② 清算にかかる書類 ※清算人については次ページの(4)をご確認ください。

事由	作成例	提出書類	備考
清算中に該当があれば提出する書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・残余財産譲渡申請書(規則様式) 	残余財産の帰属が定款で定めていない場合に申請します。
	—	<ul style="list-style-type: none"> ・清算人就任届出書(規則様式) ・清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書(原本)(登記簿謄本(原本)) 	清算中に清算人が交代した、新たに就任したなどの場合に届け出ます。
必ず提出する書類	[29]	<ul style="list-style-type: none"> ・清算終了届出書(規則様式) ・清算が終了したことを証する登記事項証明書(原本)(登記簿謄本(原本)) 	法務局での清算登記が終わったら、提出します。

※ 提出書類の部数は、所轄庁(主たる事務所の所在地の市町村のNPO担当課)によって異なりますのでお問い合わせください。